

日行連発第1852号
令和5年3月30日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について（周知）

標記の件について、行政書士法施行規則の一部を改正する省令が令和5年3月28日付けで公布され、令和5年4月1日に施行されることとなりましたのでお知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、所属会員へご周知いただきますようお願いいたします。

以上

【別紙】

1. <日行連宛>行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について
(通知)
2. <都道府県宛>行政書士法施行規則の一部を改正する省令の公布について
(通知)
3. <参考>行政書士法施行規則の一部を改正する省令の概要
4. 行政書士法施行規則の一部を改正する省令（総務省令第22号）